

秋田市告示第321号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
S P . L I N K S 株式会社	東京都港区芝浦三丁目1番1号 田 町ステーションタワーN19階

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

秋田市立高等学校入学者選抜に係る入学検定料（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定をした日

令和7年11月25日